区立自転車駐車場管理業務の受託事業者による不正行為について

公益社団法人杉並区シルバー人材センター(以下「センター」という。)に管理を委託している区立 自転車駐車場において、従事者による不正行為があり、区に損害が生じました。

本件について、センターから区への損害賠償額を含めた和解条件の提示があり、協議を進めた結果、以下のとおり示談により和解しましたので、報告します。

1 不正行為の概要及び区の損害額

	不正行為の概要	区の損害額
富士見ヶ丘北自	従事者が利用者から受領した駐	376,417円
転車駐車場	車場使用料の一部を区に納入せ	*平成 25~29 年度の5年間で区に納入さ
	ず、事務経費等に流用していた。	れなかった 335,000 円に、遅延損害金(年
		5%) を加えた額
3駅4か所(西	従事者が利用者から受領した駐	123,600円
荻窪西、南阿佐	車場使用料の一部を一旦プール	*区に納入されなかった駐車場ごとの年
ヶ谷第一・第二、	し、紛失等により不足した使用料	額に、20年もしくは開設からの年数を乗
桜上水北) の自	の補てんに充当していた。	じた合計額
転車駐車場		※不正行為の開始時期が特定できないた
		め、消滅時効に基づいて遡る。ただし、
		開設から 20 年に満たない駐車場につい
		ては、開設からの実年数とする。

2 和解の内容

(1) 和解の条件

- ・センターは、区立自転車駐車場の管理・運営業務に従事した会員の不正行為について、使用者責任があることを認める。
- ・センターは、使用者責任に基づき、杉並区に対し、本件により生じた損害に対する賠償金として、 金500,017円の支払義務のあることを認め、同額を平成30年8月10日までに支払う。
- ・杉並区は、今後いかなる事情が生じても前号の金額以外には、センターに対し、損害賠償その他 名目の如何を問わず、一切の請求をしない。
- ・センターは、本件について深く陳謝する。
- ・センターは、公金を適正に管理するために必要な措置を講ずる。

(2)和解の理由

センターが和解の条件を誠実に履行するとともに、区の損害が、センターから全額返還されることにより補てんされることを確認したため。

3 再発防止の取り組み

- ・区立自転車駐車場の全従事者に対する研修の実施《センター》
- ・複数人による使用料の確認と帳簿への署名の徹底《センター》
- ・使用料徴収時の領収書交付の徹底《センター》
- ・自転車駐車場管理業務受託事業者に対する研修会の開催《区》
- ・自転車駐車場管理業務マニュアルの改定《区》